

市役所に
寄せられる

市民のみなさんからの 疑問にお答えします

私は、妻、子ども（乳幼児一人、小学生一人）、母親（七十五歳）の五人家族です。三月末に県外へ引越しますが、どんな手続きが必要でしょうか？

金加入中の人は、新住所地の役所で年金手帳を提示してください。

① 転出届は、市民課（☎20-32208）

および鳥取駅の行政サービスセンター（☎29-2854）で、転出予定日の約二週間前から受け付けています。届

け出受理後「転出証明書」を発行します。引越日から二週間以内に新住所地で転入の届け出をしてください。

② 印鑑登録は、転出日をもって自動的に廃止（転出の際、登録手帳をご返却願います）になりますので、新住所地で新たに登録してください。

③ 児童手当は、転出届け出後、児童家庭課（☎20-3179）で手続きをしてください。

④ 国民年金は、市民課でお渡しする転出届のコピーを保険年金課（☎20-3205）に提出すれば、転出手続きは終了です。なお、家族の人で国民年

⑤ 国民健康保険・特別医療・老人医療は、現在使用中の保険証などと併せて、転出届のコピー・印鑑を持って保険年金課（☎20-3203）で手続きをしてください。

⑥ 介護保険は、転出届のコピー・保険証を持って高齢社会課（☎20-3174）で手続きをお願いします。なお、還付金が発生した場合、口座振り込みとなりますので、被保険者名義の通帳・印鑑を併せてお持ちください。

⑦ 学校の転校は、転出届のコピーを持って学校教育課（☎20-3358）で手続きをしてください。「児童生徒入学・転校通知書」を交付します。

※このうち、鳥取駅の行政サービスセンターでは①転出の届け出
②印鑑登録の廃止④転出時の国民年金手続きができます。

市民伝言板

市民のみなさんの自主的な活動を紹介します。5月15日号に掲載を希望される人は、3月31日（水）までに、下記の掲載例を参考に必要事項を記入し、ハガキがファックス（21-1594）、またはeメール（kouhou@city.tottori.tottori.jp）で秘書広報課まで。

『第1回親子サッカーフェスティバル』

小学1・2年生（男女）で保護者と一緒に参加できる人。4月4日13時～15時30分。鳥取市営バードスタジアム。参加費：子ども1人当たり千円。3月25日申込締切。
連＝事務局 ☎&FAX22-9705

『NPO法人 心のケアネットワーク』

特別講演会「多重債務からの脱出」
～生活の様々な場面で役立つ豆知識第一弾～
3月20日14時～16時30分。
さざんか会館2階。講師：大田
原俊輔さん（弁護士）。無料。
連＝事務局 ☎&FAX25-6072

第5回志野流香道「聞香会」

香木のかおりと組香を体験してみませんか。3月28日10時、12時、13時30分、15時。梅鯉庵（標谿公園内）。参加費500円。
連＝志野流香道同好会：塚田 ☎29-1058